

笠間市立北川根小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日策定

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

2 いじめ防止に対する基本的な考え方

- いじめは、児童間では常に起こりうるものであるという認識の下に、未然防止を対策の基本とする。
- いじめは、大きな人権侵害であり、犯罪にもなりうる行為であることを児童生徒に理解させる教育活動を充実する。
- いじめの兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処するとともに、いじめを受けた児童生徒の生命の安全、心身のケアに配慮する。
- 学校ばかりでなく、保護者、地域住民などとの連携を大切にし、いじめ撲滅を多くの人たちが関わる活動とする。
- いじめは、児童個々の問題であり、児童が主体的、積極的にいじめ防止に取り組む態度を育てる。

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- (1) いじめ防止対策委員会…問題の発生時等、必要に応じて開催する。いじめ問題の早期解決に向けての対応をする。事後の支援について話し合う。校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、関係職員等で構成する。
- (2) 生徒指導情報交換会…月初めの第1水曜日に開催する。いじめの未然防止、早期発見を目的とし、個人カルテ、生活アンケート、チェックリスト等を活用し、各学年の気になる児童についての情報交換及び共通理解、対応等について話し合う。全職員が参加する。

- (3) 職員集会…週に1回程度、開催する。緊急性の高い場合等、必要に応じて、臨時職員集会を開催する。
- (4) 生徒指導研修会…年2回程度、開催する。職員の生徒指導問題の指導力、対応力の向上を図る。また、いじめ事案発生時には、その事案の反省をもとに、対応について改善を図り、再発防止に努める。

4 いじめ未然防止のための取組

(年間指導計画は別表)

- (1) 学校全体での見守り体制
 - 全職員で、児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。
 - 児童の小さな変化（違和感）を見逃さないようにし、気になればすぐに声をかけたり、担任に知らせたりする。
 - 中休み、昼休みに看護当番が校内の巡回を行い、児童の見守りを行う。
- (2) 学級経営の充実(居場所づくり・絆づくり)
 - 学級担任は、毎朝、教室で明るいあいさつと笑顔で児童を迎え、安心していられる学級をつくる。
 - 他者の個性や思いを認め、尊重することができる集団作りを通して自己有用感を獲得させる。(定期的なソーシャルスキルトレーニング、Q-Uテストの実施)
 - 授業を含めた学校生活の中で、常に児童のよさを見つめタイミングよく称賛するなど、児童が活躍できる場を設定する。
 - 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人に充実感や達成感をもたせる。
- (3) 道徳教育の充実
 - 道徳の授業の相互参観を行い、授業力の向上を図る。(教員1人当たり、年間1回公開)
 - 市自殺予防教育指導マニュアル「かがやき」の効果的な活用を研修し、実践する。
 - 栽培活動や昼休みの外遊び、愛校作業等を縦割り班活動で行い、協力や思いやりの心、高学年のリーダーシップ力等を育てる。
 - 地域の行事に積極的に参加したり学校行事に地域の方に協力してもらったりする中で、地域の一員としての所属感を高めると同時に、他者を尊重する心を養う。
- (4) 相談体制の充実
 - 養護教諭が、保健室来室児童に対して共感的に話を聞き、必要に応じ担任や管理職、保護者との連携を通して児童の心のケアに努める。
 - 「いじめ未然防止アンケート」の年間3回の実施とその後の教育相談を充実させる。
- (5) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
 - インターネット機器の使用状況についての調査を定期的に行い、実態把握に努める。
 - SNSによるいじめ発見のために、傾聴、共感的理解、受容といった姿勢を大切にし、子

どものサインや情報をキャッチする。

- 実態を踏まえての、学級活動等におけるモラル(情報モラル)教育を実施する。
- 高学年は、外部講師を招いての携帯電話等の安全な使用に関する講演会等を実施する。

5 いじめ早期発見のための取組

(1) 学級での取組

- 担任が、児童との会話や訴えからいじめの兆候や児童間のトラブル、悩み等を把握して、個々の児童に対応する。(月1回アンケートを実施する)
- 担任が、休み時間や給食、清掃の時間の様子に目を配り、状況に応じて全体指導や個別指導を行う。

(2) 保護者や地域、関係機関との連携

- 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- 必要に応じて教育委員会や適応指導教室などの関係諸機関と連携して、課題解決に取り組む。
- 区長や防犯連絡委員等と連携し、児童の登下校の様子でいじめの兆候等が見られるときは学校に連絡してもらう。
- 「いじめ・体罰解消サポートセンター」等の電話番号を保護者に知らせ、保護者・児童が気軽に活用できるようにする。

(3) SNS への取り組み

- 配付されたタブレットの使用状況を把握する。
- 児童へのアンケートを実施して、トラブルやいじめを未然に防止し、また、教職員の研修や生徒指導に役立てる。
- 児童たちに継続的に情報モラルに関する指導を行う。
- 情報モラルに関する保護者への啓発活動を行い、情報を共有する。

6 いじめに対する早期対応

(1) いじめの相談を受けた場合の対応

- 速やかに生徒指導主事、管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実関係を調査し、明確にする。
- いじめの事実を確認した場合は、「学校いじめ防止対策委員会」を開き対応を協議する。

(2) 児童・保護者への対応

- いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童・保護者に対して
 - ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
 - ・養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを中心に心のケアに努める。
 - ・保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行うなどの措置を講じる。
- いじめを行った児童・保護者に対して
 - ・いじめをやめさせ、その再発を防止するために、複数の教職員によって、心理、福祉等に関し、専門的な知識を有する者の協力を得て対応する。
- いじめの解消
 - ・いじめの解消は、いじめを受けたとされる児童が、3か月以上いじめを受けず、いじめられていないと思うことができた場合とする。
- ネットいじめの早期対応
 - ・指導にあたっては基本的には他のいじめ事案と同様の取り扱いとするとして対応する。
 - ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙される恐れのあること念頭に情報の共有を図り、迅速な対応を心掛ける。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - (年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

① 調査組織の構成

全職員が事態に対し共通認識、共通理解し、学校長以下全ての職員が対応を協議し、的確な役割を分担して重大事態の対応にあたる。調査組織を結成し、事態の性質に合わせて適切な専門家を加える。

調査組織には、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

② 職員の役割分担

全職員…どんな些細なことでも、情報交換し共通認識と共通理解の徹底を図る。
調査結果を踏まえ、必要な措置、システムの改善、見直し等を行う。

校 長…全職員の招集と役割分担
重大事態対応チームの結成
調査の方法、対象者の確認
保護者説明会での保護者への説明

教 頭…市教育委員会への報告、相談
学校関係機関への連絡と外部からの問い合わせ窓口
校長補佐
報道関係者等への対応と記者会見

教 務…全職員への共通認識、共通理解
全職員への役割周知
P T Aと連携

生徒指導主事…専門機関への連絡
報告書の作成
当該学年への協力

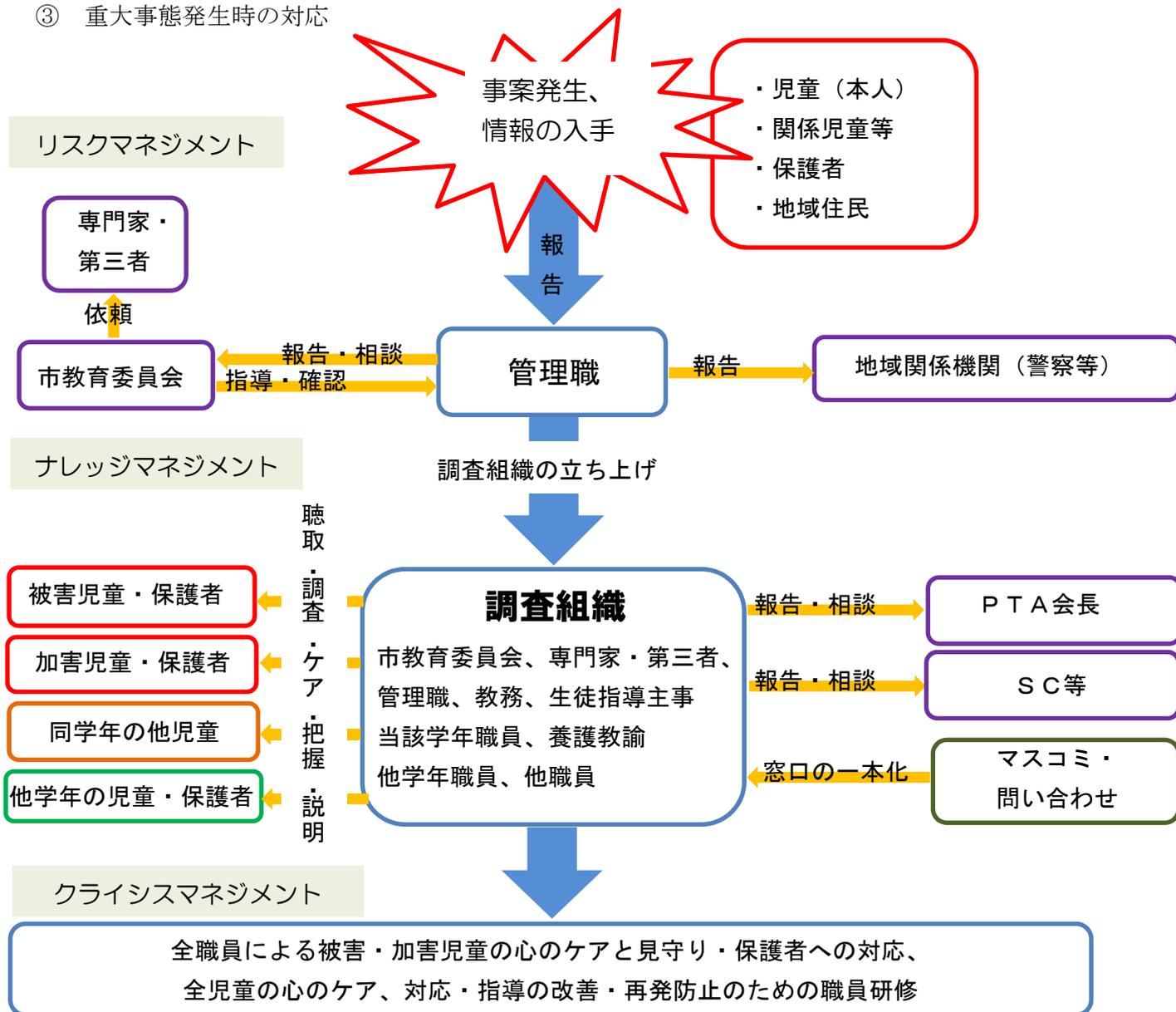
当該学年主任…被害児童及び保護者、加害児童及び保護者への対応及び聴取
及び学年担任 他の同学年児童への対応及び調査
調査結果の集約
被害児童又は保護者への聴取結果及び今後の支援策について説明

養 護 教 諭…被害児童への対応
スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携

他 学 年…他学年児童への対応及び調査
当該学年への協力
他児童の様子 of 把握

事務、他職員…来校者、電話の取り次ぎ（事案に関する問い合わせは、教頭が対応）

③ 重大事態発生時の対応



- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 校内の調査組織を立ち上げる。校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、関係職員で構成する。
- 教育委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携をとる。
- 聴取等の情報収集を行う。被害児童及び保護者、加害児童及び保護者、他児童、職員等の聴取等の情報収集を綿密に行い、全職員で事実確認を行う。
 - ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
 - ・ 因果関係の特定を急ぐよりも客観的な事実関係を速やかに調査する。
- P T A会長に連絡、相談する。他保護者への説明の検討等をする。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。